

令和3年6月定例会 提出議案

・令和3年6月25日提出

議案番号	件名	区分	結果	備考
議員提出議案 第1号	東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出処分に関わる地域住民への意向確認や風評被害に備えた対応を求める意見書の提出について	意見書	可決	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣
議員提出議案 第2号	岩手県立釜石病院の機能強化を求める意見書の提出について	意見書	可決	岩手県知事
議員提出議案 第3号	選択的夫婦別姓制度について法制化を求める意見書の提出について	意見書	可決	調整中

議案第1号

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出処分に関わる地域住民への意向確認や風評被害に備えた対応を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣、復興大臣に対し、意見書を提出します。

令和3年6月25日 提出

提出者	釜石市議会議員	古川愛明
賛成者	同	佐々木聡
同	同	千葉榮
同	同	大林正英
同	同	山崎長栄

(別紙)

東京電力福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出処分に関わる地域住民への意向確認や風評被害に備えた対応を求める意見書

令和3年4月13日、政府は東京電力福島第一原子力発電所の事故処理に伴うトリチウムなどを含むALPS処理水（多核種除去設備等で処理された水）の海洋放出を決定しました。ALPS処理水の海洋放出は、漁業者はもとより国民の理解は得られておりません。国内外からの風評被害が生じることは避けられず、復興を目指す市内漁業者や三陸沿岸地域の産業への大きな打撃と将来への不安が懸念されます。

政府は、ALPS処理水について関係者や漁業者の理解なしにはいかなる処分も行わないことを明示しておりましたが、今回の政府決議は漁業関係者のみならず東日本大震災から復興を目指す被災者の思いを踏みにじる行為です。今次のALPS処理水の海洋放出処分の決定に対して地元をはじめとした幅広い関係者の意

向確認や、風評被害に備えた対応を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月 日

岩手県釜石市議会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
農林水産大臣	野上浩太郎様
経済産業大臣	梶山弘志様
環境大臣	小泉進次郎様
復興大臣	平沢勝栄様

議案第2号

岩手県立釜石病院の機能強化を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり岩手県知事に対し、意見書を提出します。

令和3年6月25日 提出

提出者	釜石市議会議員	佐々木	聡
賛成者	同	千葉	榮
同	同	大林	正英
同	同	山崎	長栄
同	同	古川	愛明

(別紙)

岩手県立釜石病院の機能強化を求める意見書

岩手県立釜石病院は、当圏域で唯一の急性期病院として、高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施など多様な医療ニーズに対応しており、地域の中核医療機関として重要な存在です。

また、東日本大震災からの復興の完遂を目指す沿岸地域にとっては、持続可能なまちづくりのための中核をなす施設としても位置付けられるものであります。

しかし、昭和52年12月の移転新築から43年、平成24年1月の耐震改修からは9年が経過し、各種設備が老朽化していることから、建て替え整備が必要な状況となっているほか、医師が少ないため、救急外来の受け入れや通常診療に当たって医師一人当たりの負担は深刻であり、地域において安心・安全な質の良い医療の提供を受けられるよう早急な医療提供体制の充実が必要な状況となっております。

特に、循環器内科の専門医の減少や産婦人科における普通分娩の取扱いの休止予定が公表されるなど診療体制の今後の成り行きについて住民は不安を感じており、最大の関心事となっております。

つきましては、当圏域の基幹病院として岩手県立釜石病院の機能を強化し、さらに充実させるため、下記のとおり特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 劣化調査の結果なども踏まえて、速やかに県立釜石病院の整備計画を示していただきたいこと。
なお、整備計画の策定にあたっては、今般の新型コロナウイルス感染症によって露呈した感染症病床の必要性を十分に考慮し、整備していただきたいこと。
2. 医師の負担を軽減し安定的な医療提供体制が確保されるよう、常勤医師の適切な配置により診療体制の維持を図るとともに、診療科の充実に努めていただきたいこと。
3. 県内9つの保健医療圏の中において釜石保健医療圏が唯一、民間病院を含めて分娩ができない地域とならないよう、県立釜石病院における普通分娩の確保に努めていただきたいこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月 日

岩手県釜石市議会

岩手県知事 達 増 拓 也 様